

大阪フィルハーモニー会館使用規則

【目的】

第1条

この規則は、公益社団法人大阪フィルハーモニー協会定款第3条（目的）及び第4条（事業）の趣旨に則り、大阪フィルハーモニー交響楽団の演奏活動及び青少年の音楽鑑賞・普及啓発、並びに会館の市民貸与を通じて音楽文化の普及を図る等地域社会の発展に寄与できる施設として、使用に関する必要な事項を定め、もって大阪フィルハーモニー会館（以下「会館」という。）の適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

【使用形態】

第2条

会館の使用形態について、次のとおりとする。

1. 市民スタジオ [No.1(90㎡)、No.2(40㎡)、No.3(40㎡)] (3階)
 - ・市民や学生等のクラシック音楽演奏のための練習室・音楽教室として有料で貸出しする。
2. メインホール [固定席310席 600㎡] (1階)
 - ・大阪フィルハーモニー交響楽団の練習及び公演に使用。
 - ・大阪フィルハーモニー合唱団の練習に使用。
 - ・大阪フィルハーモニー会館の主催・共催及び協賛事業等に使用。上記以外は、市民のクラシック音楽演奏のコンサートや練習、クラシック音楽等に関連するセミナー等に有料で使用できる。
(練習等で使用するときは使用料減額を適用する。)
3. リハーサル室 1～7 [大・中・小] (2階)
 - ・大阪フィルハーモニー交響楽団のパート練習室として使用する（貸出対象外）。但し、メインホールを利用する団体等の控室として必要な場合は、2室を上限に使用を認める。

【利用申し込み】

第3条

会館の利用について、次のとおりとする。

申し込みは、メインホール・市民スタジオのいずれも利用日の属する月の6ヶ月前の1日から、利用前々日までに所定の用紙で受け付ける。

1日が日曜、祝祭日または休館日の場合は、すべて受付は翌日に持ち越される。

受付は受付開始日の10時からとする。申し込みは先着順を基本とし、来館と電話が同時の場合は来館者を優先する。また、受付日の10時までに来館者が複数になり利用希望する日時・利用室等が重複した場合は抽選を行い、申し込みを受け付ける。

1. 受付時間 月曜～土曜 10時00分～20時00分
日曜・祝日 10時00分～16時30分

2. メインホールの受付に必要な事項

- ・利用団体名、申請者の住所・氏名・電話番号等
- ・利用の日時
- ・利用の目的

但し、利用予定日の3ヶ月前までに大阪フィルハーモニー交響楽団が事業により使用することとなった場合は利用申込者と調整を行う。

催事の進行・内容等についての事前打合せを、原則として使用日の1か月前までに行う。

3. 市民スタジオの受付に必要な事項

- ・利用団体名、申請者の住所・氏名・電話番号等
- ・利用の日時
- ・利用の目的
- ・利用する室番号

【利用時間】

第4条

会館の利用時間は、メインホール・市民スタジオのいずれも次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|--------|---|--------|
| ・午 前 | 10時00分 | ～ | 12時00分 |
| ・昼 間 | 13時00分 | ～ | 16時30分 |
| ・夜 間 | 17時30分 | ～ | 21時00分 |
| ・午前+昼間 | 10時00分 | ～ | 16時30分 |
| ・昼間+夜間 | 13時00分 | ～ | 21時00分 |
| ・全 日 | 10時00分 | ～ | 21時00分 |

【休館日】

第5条

会館の休館日は次のとおりとする。ただし、施設管理上必要な場合や大阪フィルハーモニー協会の事業等により、変更又は臨時休業することができる。

- ・月曜日（月曜日が祝祭日の場合は開館し、翌日・翌々日が休館日となる）
- ・祝祭日の翌日
- ・年末年始（基本的に12月29日～1月4日）
- ・夏季（基本的に8月13日～8月16日）

【施設使用料・付帯設備使用料】

第6条

1. 施設使用料及び付帯設備使用料は別表1のとおりとする。

- ・施設使用料は許可後速やかに納付すること。
- ・付帯設備使用料は使用当日に納付すること。

2. メインホール使用料・付帯設備使用料の減額条件

メインホールを練習等で使用するときはメインホール及びメインホール付帯設備使用料を減額して使用することができる。

- ・後日、当館で公演を行なうときメインホール（1階ゲートルームを含む）使用料は100分の60に相当する額とする。
- ・後日、他館で公演を行なうときメインホール（1階ゲートルームを含む）使用料は100分の80に相当する額とする。
- ・メインホール付帯設備使用料は100分の50に相当する額とする。
（使用料の100円未満は切り上げ）

但し、予約可能日は申込月の3ヶ月先までの使用月に限る。

【キャンセル料】

第7条

利用者は、自らの都合により使用申込を取り消した場合、または使用料を支払わない場合は、キャンセル料として支払うものとする。

キャンセル料は別表2のとおりとする。

【利用の許可基準】

第8条

申し込みが次の各号のいずれかに該当する場合は、会館利用の承認を与えないものとする。

1. 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治教育、その他政治活動およびこれに類する活動のための催しに利用しようとするとき。
2. 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反するおそれのある催しに利用しようとするとき。
3. 喧騒が予想される催し、若しくは館内の秩序を乱すおそれのある催し、その他会館の施設・設備および器物を破損するおそれのある催し、又は管理上支障があると認められる催しに利用しようとするとき。
4. 暴力団等、反社会的勢力又は事業内容が明確でない団体が主催・共催・後援又は協賛する催しに利用しようとするとき。
5. その他、会館が不適當であると認める催しに利用しようとするとき。

【使用許可の取り消し、入館拒否、退館指示】

第9条

次の各号のいずれかに該当する場合は、会館使用の承認を取消し、又は催事を中止させることがある。この場合、支払われた使用料金は返還しないものとする。

また、管理上支障があると認められる場合は、入館拒否や退館指示を行うことができる。この場合、支払われた使用料金は返還しないものとする。

1. 会館利用の承認をした後、申し込みが第8条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき又は判明したとき。
2. この規則又は利用の承認に附した条件に違反したとき。
3. 秩序や風俗を乱すおそれがあると認められる者。
4. その他、会館の指示に従わないとき。

【災害時の催事中止等】

第10条

大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発令された場合、また風水害により著しい被害発生が予測される場合は、利用者は速やかに催事を一時中断または中止しなければならない。

この場合の使用料金の返還等については別途協議して決めるものとする。

【遵守事項】

第11条

利用者は次の遵守事項を了解のうえ使用すること。

1. 使用開始、使用終了の際は責任者が事務所（会館担当）まで届ける事。
2. 使用許可時間を守り、準備・後始末などは使用時間内におこなうこと。
3. 壁や柱にビラやポスターの掲示は禁止。
4. 角材、パイプ、火器などの危険物の持込みは一切禁止。
5. 他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる物品または動物類（盲導犬は除く）を携行すること。
6. 飲食は、原則禁止。
7. 喫煙は所定の場所以外は禁止。
8. 敷地内、館内での物品販売は事前に申し出て許可を得ること。
9. 設備、物品は大切に扱い、使用後は元どおりに復すること。
10. 火災、盗難及び危険防止対策について、使用者は最善の注意を尽くすこと。
11. 使用後のゴミ等は、使用者が引き取ること。

【原状回復】

第12条

施設利用者は、催事終了後は設営物を撤去し、施設・設備を原状に回復しなければならない。

第9条の規定により催事を中止するときも同様とする。

【会館使用权の譲渡および転貸の禁止】

第13条

利用者は、理由のいかんに関わらず、使用权を第三者に譲渡あるいは転貸してはならない。

【会館の賠償責任】

第14条

第9条の規定により使用承認を取消し又は中止させたことにより利用者が損害を受けても、会館はその損害を賠償する責を一切負わないものとする。

催事予定日以前に非常災害が起こり、会館の施設・設備が損壊し、予定日の催事開催が不可能な事態が生じた場合において、利用者がこれにより損害を受けても、その損害を賠償する責を一切負わないものとする。

【利用者の賠償責任】

第15条

利用者又は関係者ならびに入館者が、会館の施設・設備および器物を汚損・毀損又は滅失したときは、利用者は誠実にその状況を会館に報告しなければならない。

また、利用者は、利用者・会館双方立会いのもとその状況を確認し、これによって生じた損害を賠償するものとする。

【その他】

第16条

この規則に定めのない事項・事案については、公序良俗の規範等と大阪フィルハーモニー協会定款の趣旨に則り、利用者と会館の両者において協議して合意する。

付則 この規則は、平成26年12月25日から施行する。

平成28年5月1日 一部改正

平成28年9月1日 一部改正

<別紙 1 >

施設使用料（平成 28 年 5 月 1 日より）

室 名				使 用 料						
				午 前	昼 間	夜 間	午前+昼間	昼間+夜間	全 日	
3階	市民スタジオ	No.1	平 日	3,900	6,900	5,900	10,800	12,800	16,700	
		(90 m ²)	土・日・祝日	4,900	9,900	8,900	13,800	18,400	20,200	
		No.2・No.3	平 日	1,900	3,900	3,900	5,800	7,700	8,400	
		(40 m ²)	土・日・祝日	2,400	4,900	4,900	6,800	9,100	10,100	
		ピアノ使用料			1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
		No.1:ヤマハ CF、No.2:ヤマハ G2、No.3:ヤマハ G3 ※年3回以上調律								
1階	メインホール	固定 310 席	平 日	30,000	60,000	60,000	72,000	96,000	105,000	
		(600 m ²)	土・日・祝日	36,000	72,000	72,000	86,400	115,200	126,000	
		ゲストルーム	平 日	1,200	2,400	2,400	2,900	3,900	4,200	
		(20 m ²)	土・日・祝日	1,500	2,900	2,900	3,400	4,600	5,100	
		※ゲストルームは 2 室あります。使用料は付帯設備使用料として使用当日にいただきます。 ※メインホール使用料に 2 階楽屋 2 室が含まれます。 ※スタッフ人件費・技術料は不要です。								

メインホール付帯設備使用料（平成 26 年 8 月 1 日より）

	品 名	単価(円)		区分	備 考
	楽 器 ・ 舞 台 関 係	グランドピアノ(スタインウェイ)	1台	30,000	1
〃 (ヤマハ CF-Ⅲ)		1台	18,000	1	
指 揮 台 (譜面台込み)		1台	1,200		
譜 面 台		1本	60		
椅 子		1脚	120		
コ ン ト ラ バ ス 椅 子		1脚	120		
反 響 板		1式	18,000		
山 台 (オーケストラ用)		1式	18,000		
ワ イ ヤ レ ス マ イ ク		2本組	3,000		
調 律 関 係	グランドピアノ(スタインウェイ)		(実費)		別途、消費税がかかります。
	〃 (ヤマハ CF-Ⅲ)		(実費)		
	立ち会い	1時間	(実費)		

<別紙2>

キャンセル料（施設使用料）

取消し連絡	(メインホール)	(市民スタジオ)
・使用日の3ヶ月前までに取消し	施設使用料の30%	----- 15%
・使用日の1ヶ月前までに取消し	” 50%	----- 25%
・使用日の1週間前までに取消し	” 70%	----- 35%
・使用日前6日以内に取消し	” 全額	----- 全額

※キャンセル料は、使用者が使用取消しを次の日までに申し出た場合には申し受けます。